

2022年度 事業報告書

2022年1月1日から 2022年12月31日まで

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会

1 事業実施の成果

今年度も、年初よりコロナ感染者が拡大し、外出の自粛、3密の回避等で対面集会や飲食会を規制する行政指導により、対外的な法人活動が殆ど出来ないこととなった。法人定例会もZOOMを兼用し会員相互の意思疎通を図った。法人後見事務においては、市民後見人として、引き続き「本人に寄り添い、身上保護を重視した見守り」を行い、また「親族や監督人との意思疎通」を心掛け、信頼関係の構築に努めた。

今期に法定後見人が2名続けて逝去され、法定後見人の事務処理が、手馴れていた例年の月次の手続きと異なり、死後処理と家庭裁判所への後見人終了報告など、法人初の経験となる事務報告となった。

1. 法定後見人の事務報告

- ① 被保佐人(95歳男性)：施設入所されている被後見人等は、一律感染拡大防止策により面会中止となった為、対面に代わり施設報告資料による生活状況の把握を行っていた。当被保佐人は施設生活に馴染み精神的にも落ち着いた日々を過ごしていたが、12/10早朝に急逝。老衰であった。
 - ・死亡認定および死後処理については、親族に一任、12/16葬儀が執り行われた。
 - ・家庭裁判所への死亡連絡と、後見監督人に死亡時点までの後見事務報告書を提出し完了した。
- ② 被後見人(85歳女性)：前年7月の脳梗塞を発症後、誤嚥が頻発。年初より自力での食事が撮れなくなり、2/18看取り看護ケア病院への転院後、点滴治療を行うも5/10に死去された。
 - ・亡き夫の甥御様により死亡確認、家庭裁判所の承諾のもと直葬を実施。
 - ・家庭裁判所には、死亡連絡を提出。後見監督人に死亡時点までの後見事務報告書を提出した。
 - ・6/7東京法務局へ「登記申請書（終了の登記）」を郵送することにより、後見登記の抹消。
 - ・未精算処理（葬儀費支払い、小金井市介護保険の葬儀費支給申請、入院施設利用料と医療費支払い、生命保険請求、後見報酬支払等）を行った。
 - ・預り相続財産について、相続人の探索を弁護士に依頼。6名の相続関係者が判明し、各人に連絡の後、相続代表者へ監督人立ち合いのもと、9/21引継ぎを実施。
 - ・9月末、家庭裁判所に「後見事務終了報告書」を提出し、後見人事務を完了した。

2. 任意後見契約者の事務報告

- ① 任意後見契約者(88歳女性)：毎月訪問見守りの予定だったが、年初は面会を減らし電話での様子確認が多くなった。日常生活が落ち着き、腰痛やコロナ禍での外出自粛により、軽い鬱症状もみられたが、深刻な問題行動となる事柄もなく過ごしている。
 - ・現状の「見守り契約」のみでは対応できない将来的にケアすべき事柄を想定し、今後の対応すべき内容について認識を促すため、相談しながら、必要となる代理行為契約の詳細を提示。ご本人の了解を得て、8/17武蔵野公正役場にて「代理行為締結」行った。
 - ・高齢を鑑み、親亡き後の障害を持つ家族のこと、および財産相続の取り扱いを決めることが今後の課題となる
- ② 任意後見契約者(77歳男性)：コロナ感染者拡大による制限が多い中でも、5年前の加入時以来、地域の数多くの諸活動（健康・生きがいづくり）に慎重に参加し充実した生活を楽しんでいる。
- ③ 新規受任者（任意後見）見込みで賛助会員として入会した2名に対して、複数年かけて任意後見の必要性や具体的内容について、相談を受けるたびに寄り添って説明してきたが、結果的に夫々専門職後見人への受任を決められ退会となった。

3. 他の市民後見団体との交流や講習会への参加（コロナ感染拡大による制限が多く縮小規模となった）

- ① 小金井市「しみん祭り」：法人の紹介・簡単な展示を行った。
- ② 三鷹市「フォーラム」：例年どおり参加するも展示は止め法人紹介冊子による案内のみとした。

4. 月1回の定例会開催について

会員のスキル向上目的のため、定例会内容は、現受任者とその都度実施した対応例等を報告することにより、会員間の情報共有を徹底し、必要に応じて意見交換を行った。

5. 新規受任および新規会員状況

新規受任0件、新規会員の加入0件。活動が殆ど出来ず、成果とならなかった。
新規受任者(任意後見)及び新規会員の勧誘を継続している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利事業に関わる事業

(事業総経費【415】千円)

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数 | 支出額(千円) |
|--------------------------|---|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|------------------|
| (1) 法定後見の受任事業 | ①受任済み被保佐人への後見活動 | 1~12月 | 被保佐人の入所施設 | 2人 | 小金井市1人 | 130 |
| | ②受任済み被後見人への後見活動 | 1~9月 | 被後見人の入所施設 | 2人 | 小金井市1人 | 168 |
| | ③受任済み被任意後見への後見活動 | | 三鷹/小金井小平 | 0人 | 0人 | 0 |
| | ④新規受任者 | 随時実施 | | 0人 | 0人 | 0 |
| (2) 任意後見の契約及び生活支援事業 | ①任意後見委任者への 1)見守り活動 2)代理契約 | 1~12月 | 委任者の自宅 | 2人 | 三鷹市2人 | 40 |
| | ②任意後見委任者と共に活動 | 4~12月 | 法人活動と共に | 1人 | 三鷹/大館3人 | 0 |
| | ③新規受任開拓 | 1~12月 1~3月 | 三鷹市 三鷹市 | 0人 | 三鷹市0人 三鷹市1人 | 21 |
| | ④ 新規受任契約 | 1~6月 | 調布市 | 0人 | 三鷹市1人 | 25 |
| (3) 後見制度の啓発及び市民後見の利用相談事業 | ①講習会 a)助成金講習会 b)三鷹市内相談 c)大館市プロジェクト d)講習会/講師派遣 | (未開催) (未開催) 3月 | 三鷹市 大館市 小金井市 | 0人 2人 | 三鷹市民 大館市民 小金井市民 | 0 0 0 0 |
| | ②法人紹介 a)相談会の実施 b)掲示物展示と冊子掲示 c)法人紹介等 d)地域交流 | 2/3/12月 | 小金井市 三鷹市 養成講座 | 2人 1人 0人 1人 | 市民等多数 市民等多数 養成講座参加者 0人 | 2 1 0 4 |
| | ① マイノート指導員養成(0日) | 4~12月 | 三鷹市・大館市・小金井市 | | | 0 0 0 |
| | ②任意後見人養成(0日) | 4~12月 | | | | 0 |
| (4) 市民後見人の養成事業(含 会員研修) | ③後見事務研修(9日) | 4~12月 | 当会員 | 12人 | 延 48名 | 24 |

(2) その他の事業 なし